

# 傷害保険、医療保険および個人向け賠償責任保険のご継続のお客様へ

## 2010年1月の保険法に対応した商品改定のご案内

2010年4月1日の保険法の施行に伴い、日本興亜損保では、2010年1月1日以降にご契約期間(保険期間)が開始するご契約より、保険法に対応した商品の改定を実施いたします。改定内容の詳細は次のとおりとなります。

### I. 改定の趣旨

2010年4月1日に施行される保険法は、これまで約100年間にわたって適用されていた商法の規定を現代化し、保険契約のルールの一貫、保険契約者(消費者)保護の実現のほか、保険機能の拡充を目指したものです。

日本興亜損保では、このような保険法制定の趣旨を踏まえ、保険法に対応した保険約款への改定や保険募集・保険金支払いなどの手続きの見直しを行います。また、あわせて、保険約款の表現や用語の見直しを行い、保険商品をよりわかりやすいものとする事としました。

★保険法制定に伴う日本興亜損保の商品の対応全般については[こちら\(リンク①\)](#)をご覧ください。

### II. 保険法に対応した改定の内容

#### 1. ご契約時におけるご契約のルールに関する改定

改定項目	改定内容	備考	
告知義務に関する改定	質問応答義務への転換 告知事項の明確化 告知義務に反した場合の取扱いの改定	ご契約者または被保険者(保険の補償を受けられる方)には、ご契約時に告知事項について事実を正確に申し出てください(この義務のことを「告知義務」といいます。)があります。従来は、ご契約者または被保険者からご自身の危険について自発的に申し出てくださいとしていましたが、今後は保険会社から告知を求められた項目(告知事項)についてのみ告知してくださいとしました。 従来は保険契約申込書のすべてを告知事項としていましたが、今後は保険契約申込書などにおいて定めた項目に限定することとしました。 事実を告知されなかった場合や事実と異なることを告知された場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約を解除させていただくことがあります。この取扱いはご契約者または被保険者に故意または重大な過失があった場合に限ることとしました。	告知事項は保険商品や契約方法により異なりますが、保険契約申込書、ご継続案内ハガキ、保険証券、保険契約継続証および団体保険加入者証において★印または☆印を付した項目となります。 自動継続契約のご継続に際しては、最初のご契約の際に告知いただいた内容をご継続案内ハガキに印字しておりますので、事実と相違ないか必ずご確認ください。
ご契約が無効となる場合に関する改定	次の場合はご契約が無効となることとしました。 ●自らまたは第三者が保険金を不法に取得する目的で保険契約を締結した場合 ●死亡保険金を補償する保険において、被保険者の同意がなく死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者とした場合		
被保険者ご本人に関する要件の撤廃	被保険者の範囲を家族とする商品の一部において、従来は、被保険者ご本人はご家族のうち「生計維持者」であることが必要でしたが、この要件を廃止します。 廃止に伴い、従来は、被保険者ご本人が生計維持者でない場合において、適用されている保険料率が本来の生計維持者の方に適用する保険料率よりも低いときは保険金を削減してお支払いする取扱いがありましたが、この取扱いも廃止します。	家族傷害保険および傷害保険「安心BOX」の一般傷害タイプで被保険者の範囲が家族タイプの場合などが該当します。	

#### 2. ご契約期間中におけるご契約のルールに関する改定

改定項目	改定内容	備考	
通知義務に関する改定	通知事項の明確化 通知いただく時期 通知義務に反した場合の取扱い	ご契約者または被保険者には、ご契約期間中に危険に関する重要な事項に変更が生じた場合には、ご連絡いただく義務(この義務のことを「通知義務」といいます。)があります。従来は、通知事項は保険約款にのみ記載していましたが、保険契約申込書や保険証券などにおいて通知事項となる項目を明確化しました。 通知事項となる項目に変更が生じた場合のご連絡は、従来は、事前にご連絡いただくこととしていましたが、今後は変更が生じた後、遅滞なくご連絡いただくこととしました。 変更をご連絡いただけなかった場合において変更後に適用される保険料率が変更前の保険料率より高いときや、変更に伴い追加保険料が必要となる場合に追加保険料をお支払いできないときは、変更後に生じた事故によるケガについては、保険金を削減してお支払いすること(傷害保険の場合)または保険金をお支払いできないこと(個人向け賠償責任保険の場合)、またはご契約を解除させていただくことがあります。この取扱いはご契約者または被保険者の故意または重大な過失によりご連絡をいただけなかった場合や追加保険料のご請求に対して相当な期間内に払込みがなかった場合に限ることとしました。	通知事項は保険商品や契約方法により異なりますが、保険契約申込書、ご継続案内ハガキ、保険証券、保険契約継続証および団体保険加入者証において☆印を付した項目となります。(☆印の項目は、上記の告知事項でもあります。) 通知事項に該当しない項目(特約の追加・削除などのご契約条件の変更など)は、従来どおりあらかじめご連絡いただく必要があります。

改定項目	改定内容	備考										
お引き受けできない範囲となった場合の取扱いの新設	<p>被保険者の職業または職種が通知事項となる保険商品・特約において、ご契約期間中に、被保険者の職業または職種に変更が生じ、あらかじめ定められたお引き受けできない職業または職種に該当した場合(引受範囲外)には、変更後に生じた事故については保険金をお支払いできなくなることや、ご契約を解除させていただくことがあるとする取扱いを新設しました。</p> <p>※お引き受けできない職業・職種は次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="438 336 1189 515"> <tr> <td>オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士</td> </tr> <tr> <td>その他上記に類する危険な職業または同程度の危険を有する職業</td> </tr> </table> <p>※ホールインワン・アルバトロス費用補償特約では、ゴルフの競技または指導を行う職業に就かれた場合には、お引き受けできません。</p>	オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士	その他上記に類する危険な職業または同程度の危険を有する職業	<p>保険契約申込書、ご継続案内ハガキ、保険証券、保険契約継続証および団体保険加入者証において被保険者の職業または職種の項目に☆印がある場合、およびホールインワン・アルバトロス費用を補償する特約がセットされている場合に対象となります。</p>								
オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士												
その他上記に類する危険な職業または同程度の危険を有する職業												
ご契約の解除に関する改定	<p><b>重大事由による解除の新設</b></p> <p>次の重大な事由が発生した場合には、ご契約を解除させていただく取扱いを新設しました。なお、この取扱いの新設に伴い、従来約款に規定されていた「ご契約を解除する相当な理由がある場合」の解除の取扱いは廃止します。</p> <p>①ご契約者・被保険者などが保険金を不法に取得する目的で事故を発生させた場合  ②被保険者などが保険金詐欺を行い、または行おうとした場合  ③他の保険契約などとの重複によりご契約金額の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合  ④上記のほか、ご契約者・被保険者などが上記と同程度に保険会社との信頼関係を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合</p> <p><b>被保険者による解除請求の新設</b></p> <p>ご契約者と被保険者が異なるご契約において、被保険者が被保険者となることに同意されていない場合などには、被保険者がご契約者などに対し保険契約(個人向けの賠償責任保険においては、ケガを補償する部分)を解除することを求めることができるとする取扱いを新設しました。</p>	<p>左記③は、被保険者のケガに対してご契約時に約定したご契約金額を定額でお支払いする保険商品・特約の場合のみ適用されます。</p> <p>保険商品により被保険者が解除請求できる場合は異なります。詳しくは<a href="#">こちら(リンク②)</a>をご覧ください。</p>										
保険金お支払い後のご契約の解約における返還保険料の取扱いに関する改定	<p>従来は、保険金をお支払いする事故が発生した後にご契約を解約された場合には、その保険金をお支払いする補償部分に関する保険料につき、一括払のときは返還しないことや、分割払のときは未払込みの分割保険料を一括してお払い込みいただくことが必要でしたが、この取扱いは死亡保険金をお支払いした場合など保険金のお支払いによりご契約が効力を失う場合のみ適用することとし、これ以外の場合は未経過保険料をお返すこととしました。</p> <p>※保険金のお支払いによりご契約が効力を失う場合は、保険商品・特約により異なります(主な例は次のとおりです)。詳しくは各保険商品の安心ガイドをご覧ください、取扱代理店または日本興亜損保にお問い合わせください。</p> <table border="1" data-bbox="438 1321 1189 1758"> <tr> <td>くらしの安心保険</td> <td>被保険者(家族型の場合は全員)に対して死亡保険金もしくは死亡・後遺障害保険金額の全額となる後遺障害保険金をお支払いした場合または1回の事故により家財保険金額の全額をお支払いした場合</td> </tr> <tr> <td>傷害総合保険「安心BOX」(掛捨て型の場合)</td> <td>被保険者(家族型の場合は全員)に対して死亡保険金をお支払いした場合</td> </tr> <tr> <td>傷害総合保険「安心BOX」(積立型の場合)</td> <td>同一保険年度内に生じた事故によるケガについて、被保険者(家族型の場合は全員)に対して死亡保険金または死亡・後遺障害保険金額の全額となる後遺障害保険金をお支払いした場合</td> </tr> <tr> <td>医療補償保険「メディコ」</td> <td>該当する場合はありません。</td> </tr> <tr> <td>ゴルファー保険</td> <td>該当する場合はありません。</td> </tr> </table>	くらしの安心保険	被保険者(家族型の場合は全員)に対して死亡保険金もしくは死亡・後遺障害保険金額の全額となる後遺障害保険金をお支払いした場合または1回の事故により家財保険金額の全額をお支払いした場合	傷害総合保険「安心BOX」(掛捨て型の場合)	被保険者(家族型の場合は全員)に対して死亡保険金をお支払いした場合	傷害総合保険「安心BOX」(積立型の場合)	同一保険年度内に生じた事故によるケガについて、被保険者(家族型の場合は全員)に対して死亡保険金または死亡・後遺障害保険金額の全額となる後遺障害保険金をお支払いした場合	医療補償保険「メディコ」	該当する場合はありません。	ゴルファー保険	該当する場合はありません。	<p>くらしの安心保険は2008年12月よりこの取扱いを実施しています。</p>
くらしの安心保険	被保険者(家族型の場合は全員)に対して死亡保険金もしくは死亡・後遺障害保険金額の全額となる後遺障害保険金をお支払いした場合または1回の事故により家財保険金額の全額をお支払いした場合											
傷害総合保険「安心BOX」(掛捨て型の場合)	被保険者(家族型の場合は全員)に対して死亡保険金をお支払いした場合											
傷害総合保険「安心BOX」(積立型の場合)	同一保険年度内に生じた事故によるケガについて、被保険者(家族型の場合は全員)に対して死亡保険金または死亡・後遺障害保険金額の全額となる後遺障害保険金をお支払いした場合											
医療補償保険「メディコ」	該当する場合はありません。											
ゴルファー保険	該当する場合はありません。											
ご契約金額の超過部分に対する取消または減額の請求に関する取扱いの新設	<p>所得補償保険など、ご契約時の収入などをもとにご契約金額を定める保険商品・特約において、ご契約期間中に収入の変動などによりご契約金額が実際の所得を上回ることとなった場合、従来はその超過部分を無効としていましたが、今後は超過部分を取り消すことやご契約金額を減額することが可能となりました。</p>	<p>ご契約時の収入などとは無関係にご契約金額を設定できる保険商品・特約はこの取扱いの対象外です。</p>										
介入権の導入	<p>保険法の規定に従い、ご契約者の債権者などが解約返れい金を取得する目的でご契約の解約請求を行った場合でも、保険金受取人が所定の手続きを行うことにより、保険契約を存続させることができる取扱いを導入しました。</p> <p>対象となる保険商品や手続きの概要などの詳細は<a href="#">こちら(リンク③)</a>をご覧ください。</p>	<p>2010年4月以降の取扱いとなります。</p>										

### 3. 保険金のお支払いのルールに関する改定

改定項目	改定内容	備考
重大な過失による免責(保険金をお支払いできない場合)の導入	保険契約者または被保険者など故意に加え、重大な過失による事故についても免責の対象となりました。ただし、被保険者の賠償責任を補償する部分の免責事由については、従来どおり故意による事故のみが免責となります。	
保険金をお支払いする時期の明確化	保険金のご請求に必要な書類をご提出いただくなど、被保険者などが保険金のご請求手続きを完了された日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いすることとしました。ただし、特別な照会・調査などが不可欠となる場合は、その旨を被保険者などにご連絡のうえ、お支払いまでの期間を延長させていただくことがあります。 ※詳しくは <a href="#">こちら(リンク④)</a> をご覧ください。 ※保険金のご請求に必要な書類は後記(注)をご覧ください。	現在のご契約(2009年12月31日以前にご契約期間を開始するご契約)を含め、2009年12月1日以降に発生した事故から左記の取扱いとなります。
保険金請求権が時効となる期間の延長	保険金請求についても時効がありますが、すべての種目が3年となります。	
他の保険契約などがある場合の保険金の支払方法の変更	事故により実際に生じた損害額を補償する保険商品・特約に関して、同一の事故に対して保険金支払われる他の保険契約または共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いすることとしました。 ①他の保険契約または共済契約から保険金支払われていない場合 他の保険契約または共済契約がないものとして算出した保険金をお支払いします。 ②他の保険契約または共済契約から保険金支払われている場合 日本興亜損保の支払責任額を限度として、損害の額から他の保険契約または共済契約により支払われた額を控除した残額をお支払いします。	ご契約時に約定した定額の保険金をお支払いする保険商品・特約については、左記の取扱いとは関係なく約定した保険金をお支払いします。 ホールインワン・アルバトロス費用補償特約など、複数の保険契約のうち最も高いご契約金額が限度となる場合もあります。
賠償責任を補償する保険商品・特約における先取特権の導入	保険法の規定に従い、被保険者の損害賠償責任を補償する保険商品・特約に関して、被害者保護の観点から、被保険者が破産した場合などにおいて被害者は他の債権者に優先して保険金から被害の回復ができる制度(これを先取特権といいます。)を導入しました。 ※詳しくは <a href="#">こちら(リンク⑤)</a> をご覧ください。	2010年4月1日以降に生じた事故から適用されます。

#### (注) 保険金のご請求に必要な書類

ご提出いただく書類 (○が付いている場合に対象となります。)	事故(損害)の種類				
	ケガ	物損害 (注1)	賠償 損害 (注2)	費用 損害 (注3)	ホールイン ワン・アルバ トロス費用 (注4)
(1) 保険金請求の意思確認または保険金請求権の確認のために必要な書類(保険証券、保険金請求書、戸籍謄本(除籍謄本)、印鑑証明書、委任状、住民票 など)	○	○	○	○	○
(2) 事故状況や事故原因の確認のために必要な書類 (事故状況説明書(事故発生報告書)、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書(写)、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書、ホールインワン・アルバトロス証明書 など)	○	○	○	○	○
(3) 損害の範囲または損害の額を算出するために必要な書類	修理見積書(請求書)、写真、領収書、図面(写)、復旧通知書、賃貸借契約書(写)、売上高など営業状況を示す帳簿(写)、動産損害申告書 など	—	○	○	○
	診断書、入通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 など	○	—	○	○
	費用の支出を示す領収書・請求書・費用明細 など	○	○	○	○
(4) 保険の対象の所有者を確認するために必要な書類 (登記簿謄本、売買契約書(写)、登録事項等証明書 など)	—	○	—	○	—
(5) 公の機関や関係先への調査のために必要な書類 (個人情報の取扱いに関する同意書、医療機関用同意書 など)	○	○	○	○	○
(6) 被保険者が損害賠償責任を負担することを確認するために必要な書類(示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書 など)	—	—	○	—	—
(7) 質権設定がある契約で保険金請求者を確認するために必要な書類 (保険金直接支払承諾書、債権額現在高通知書、証 など)	—	○	—	—	—

(注1) 損害保険金のお支払いの対象となる事故により家財・身の回り品に生じた損害をいいます。

(注2) 賠償責任保険金や借家人賠償責任保険金のお支払いの対象となる賠償責任による損害をいいます。

(注3) キャンセル費用保険金や救済者費用保険金など費用保険金のお支払いの対象となる事故による損害をいいます。

(注4) ホールインワン・アルバトロス費用保険金を請求される場合には、**同伴競技者および被保険者がホールインワンまたはアルバトロスを達成されたゴルフ場所の帯同キャディ、そのゴルフ場の支配人が署名したホールインワンまたはアルバトロスの達成の証明書、アテスト済みのスコアカード(写)などが必要となります。**